

## 給付管理票について

### 1. 給付管理票の作成区分

新規・・・返戻され再提出の場合も含む。

修正・・・一度受理された給付管理票の内容を修正する。

取消・・・居宅介護支援費を含むすべての請求明細書が取消となる(国保連合会で自動的に過誤処理が行われる)。

### 2. 請求明細との突合

給付管理票が新規提出されると、国保連合会で審査の後、請求明細書との突合が行われる。突合の結果、給付管理票・請求明細書とも内容に齟齬がなければ支払い決定される。

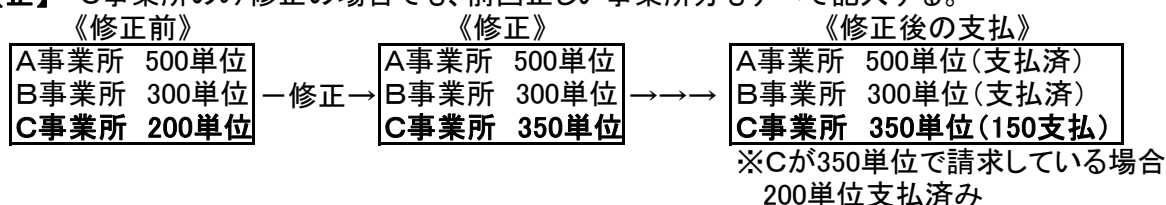
### 3. 給付管理票と受給者台帳に不一致項目があった場合等

・請求明細書は問題がなければ保留となる

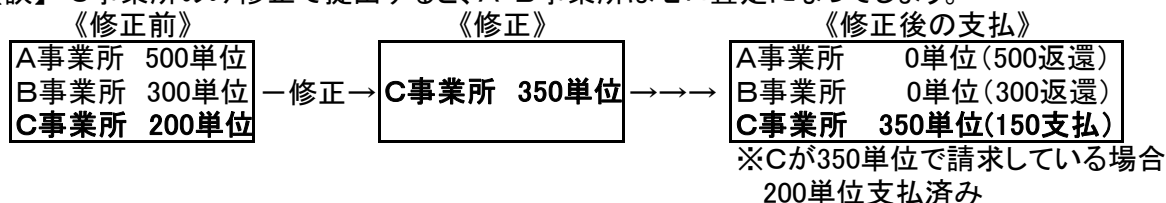
・給付管理票は返戻→再提出(新規)→審査→保留中の請求明細書との突合→支払い決定

### 4. 給付管理票の修正は上書き処理となる。

【正】 C事業所のみ修正の場合でも、前回正しい事業所分もすべて記入する。



【誤】 C事業所のみ修正で提出すると、A・B事業所はゼロ査定になってしまう。



※『修正』は給付管理票が返戻になっていないことを確認してから国保連合会へ提出する。返戻された場合は、「修正」ではなく、「新規」で提出しないとエラーになる。

## ☆ 国保連合会の過誤処理と同一月に給付管理票の「修正」または「取消」はできない

●過誤処理月(国保連合会審査月)と同一月に、給付管理票の「修正」・「取消」が提出された場合  
月初めでサービス計画費、サービス明細書の過誤処理が行われ、実績が取下げられているため、10日以降に取り込まれた給付管理票の「修正」または「取消」については「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」にて「ANN7エラー(既に過誤調整を行っています)」となり、返戻扱いとなる。

●過誤処理月(国保連合会審査月)より以前に、給付管理票の「取消」が提出されている場合  
サービス計画費、サービス明細書の過誤処理時には、既に自動的に取下げられているため、過誤申立情報の審査にて、「ABP1エラー(介護給付実績に該当する給付実績情報が存在しません)」となる。